

第一中学校の通学区域の一部変更について
第一中学校の通学区域の一部を変更し、次のとおり定める。

2014年（平成26年）11月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

- 1 変更する通学区域
別添図面のとおり
- 2 変更する区域の地番
藤沢5691番1
藤沢544番1
- 3 施行期日
2015年（平成27年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、通学区域の一部変更により、児童の安定した就学先を確保するとともに学校運営を円滑に進める必要による。

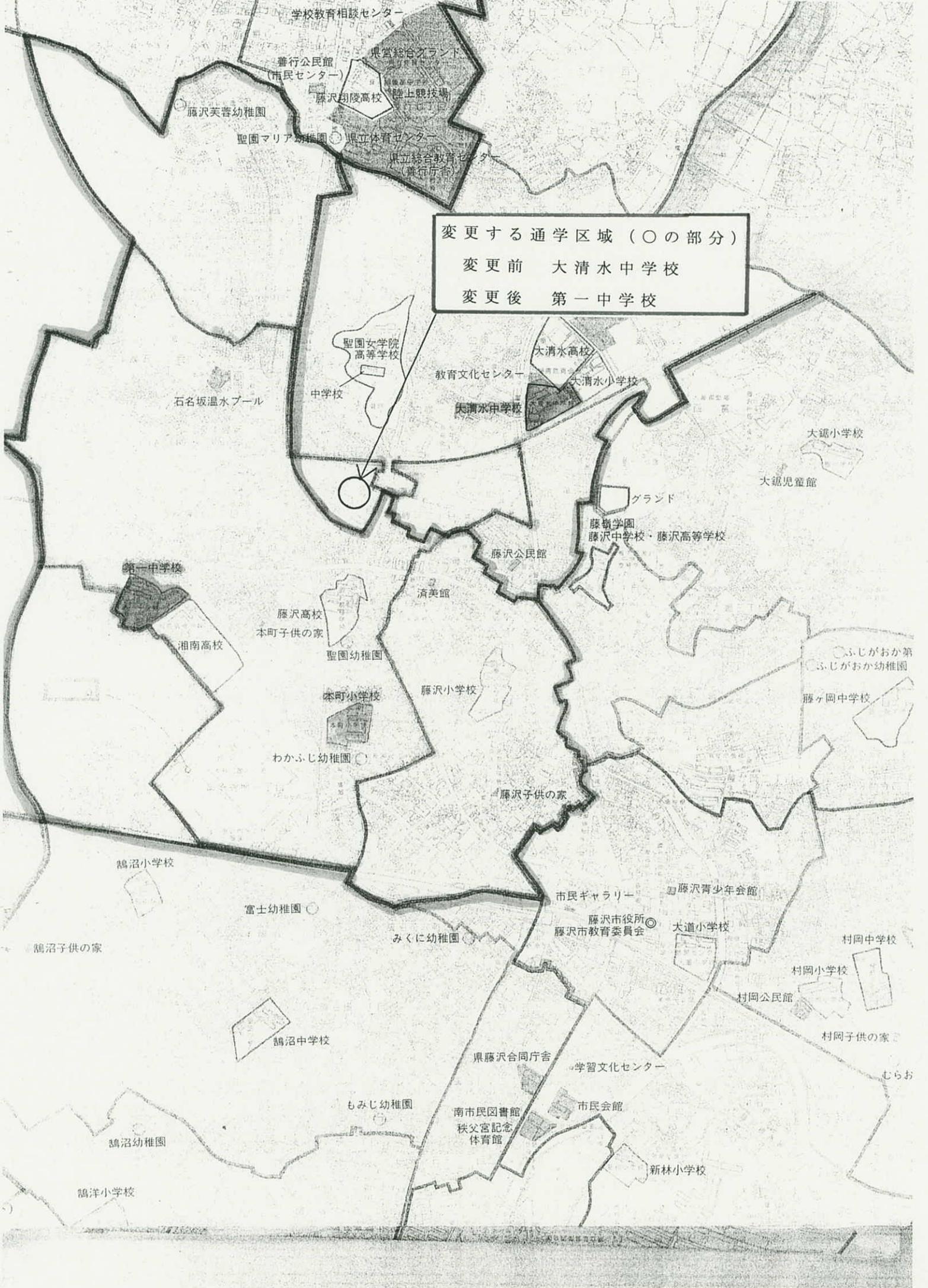
参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任事項)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認められたとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。

(14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること。



変更する通学区域 (○の部分)
変更前 大清水中学校
変更後 第一中学校

学校教育相談センター

善行公民館
(市民センター)

藤沢翔陵高校

陸上競技場

藤沢芙蓉幼稚園

聖園マリア幼稚園

県立体育センター

県立総合教育センター
(善行庁舎)

石名坂温水プール

聖園女学院
高等学校

中学校

教育文化センター

大清水高校

大清水小学校

大清水中学校

大鋸小学校

大鋸児童館

グラウンド

藤嶺学園
藤沢中学校・藤沢高等学校

藤沢公民館

第一中学校

湘南高校

藤沢高校

本町子供の家

聖園幼稚園

済美館

本町小学校

藤沢小学校

わかふじ幼稚園

藤沢子供の家

ふじがおか第
ふじがおか幼稚園

藤ヶ岡中学校

鵜沼小学校

富士幼稚園

市民ギャラリー

藤沢青少年会館

鵜沼子供の家

みに幼稚園

藤沢市役所
藤沢市教育委員会

大道小学校

村岡中学校

村岡小学校

村岡公民館

村岡子供の家

鵜沼中学校

県藤沢合同庁舎

学習文化センター

むらお

もみじ幼稚園

南市民図書館
秩父宮記念
体育館

市民会館

鵜沼幼稚園

新林小学校

鵜沼小学校